

Ⅲ 調査結果の概要

1. 就業状況

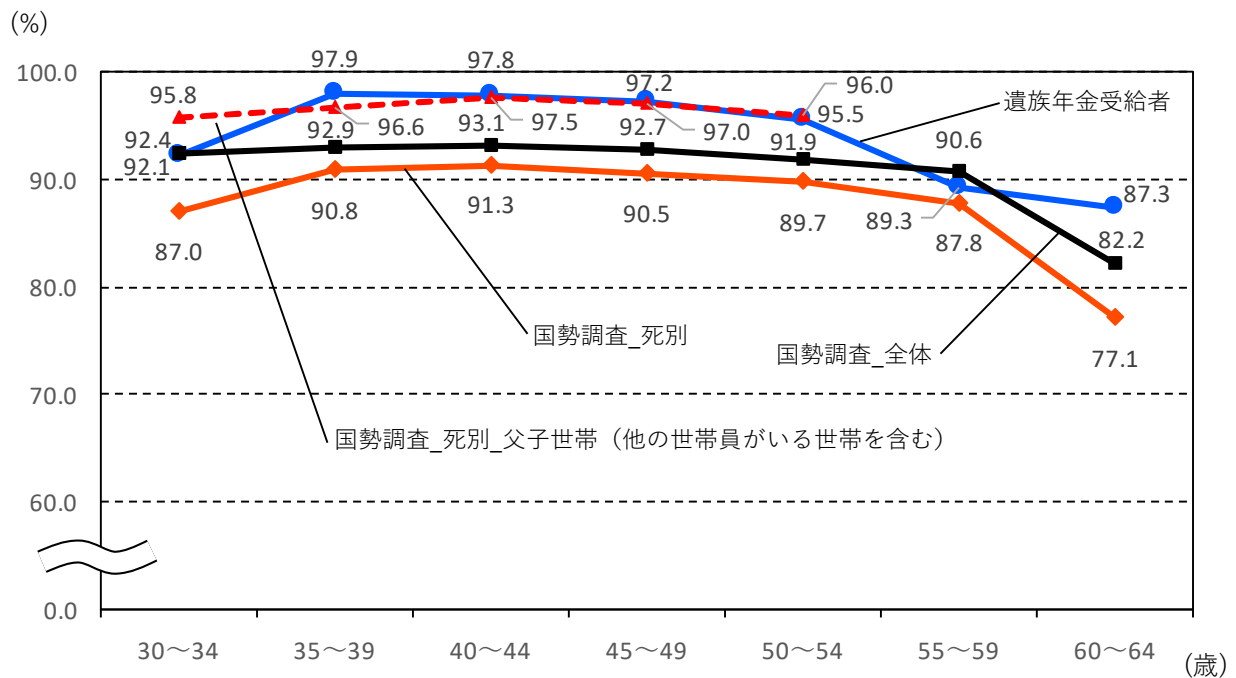
(1) 就業率

性別・年齢階級別に受給者の就業率をみると、全ての年齢階級で女性よりも男性の方が高くなっているが、30歳台後半から50歳台前半にかけて概ね横ばいに推移し、50歳代後半から低下する傾向は男女ともにみられる。なお、受給者の就業率と令和2年国勢調査における全体及び死別の就業率とを比較すると、男女ともに概ねどの年齢階級においても受給者の就業率の方が高くなっている。

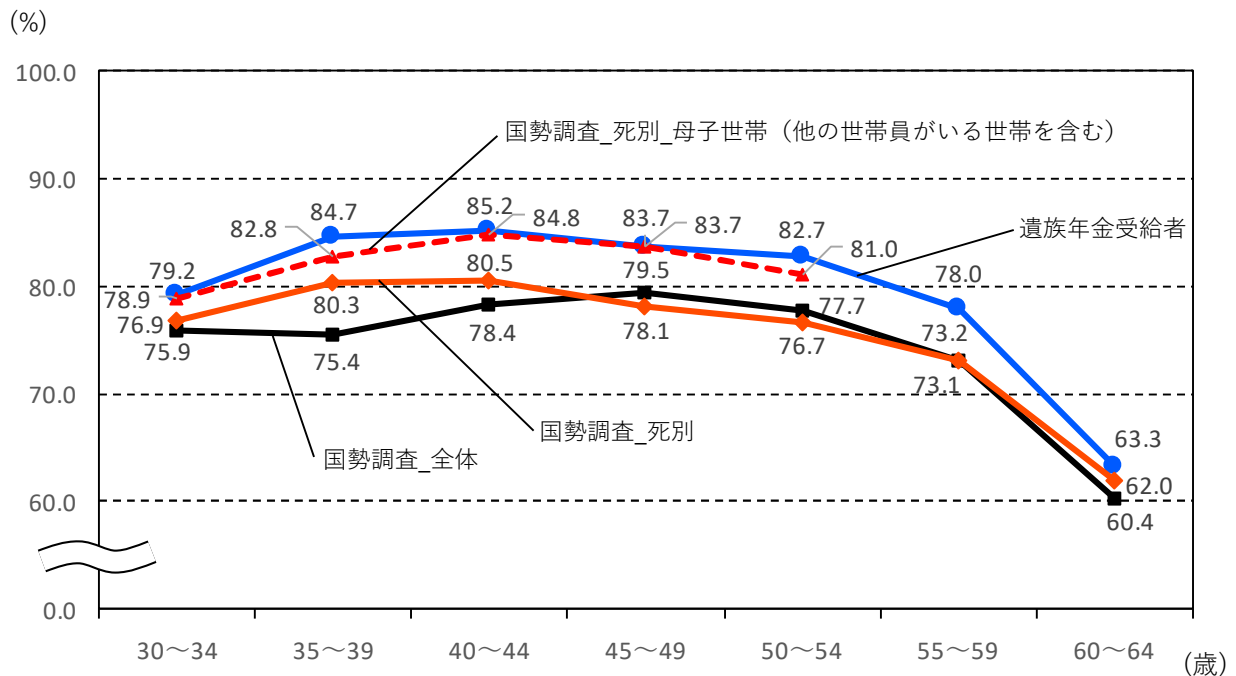
制度別に妻の就業率をみると、30歳台では「基礎年金（妻）」と「厚生年金のみ（妻）」は同程度であるが、40歳以上の各階級では「基礎年金（妻）」の方が「厚生年金のみ（妻）」よりも高くなっている。そこで、「厚生年金のみ（妻）」を中高齢寡婦加算の有無で分け、さらに基礎年金歴の有無で分けてみると、中高齢寡婦加算の有無によらず、「基礎年金歴あり」は「基礎年金（妻）」と同程度である一方、「基礎年金歴なし」は「基礎年金（妻）」よりも概ね低くなっていることがわかる。

第Ⅲ－１図 年齢階級別 就業率

【男性】



【女性】



注 1 国勢調査は令和 2 年 10 月 1 日時点の就業率である。

注 2 国勢調査の就業率は分母から労働力状態「不詳」を除いて算出している。

注 3 国勢調査における父子 (母子) 世帯の就業率は父 (母) の配偶関係が死別である世帯のうち、父 (母) の労働力状態が就業者である世帯の割合として算出している。

第Ⅲ－２表 制度、年齢階級別 就業率

		計	～29	30～39	40～49	50～59	60～64
計		74.2	81.9	85.3	85.6	80.1	64.7
基礎年金		86.2	81.0	85.5	87.1	85.7	78.4
基礎年金（夫）	厚生年金と基礎年金の両方	95.6	93.4	96.8	97.4	93.6	87.6
	基礎年金のみ	89.6	・	・	・	91.7	87.7
	基礎年金（妻）	95.9	93.4	96.8	97.4	93.7	87.5
	厚生年金と基礎年金の両方	84.2	79.5	83.3	85.0	83.7	65.8
	基礎年金のみ	83.2	81.5	83.0	84.1	82.4	62.3
	基礎年金のみ	87.6	73.9	84.3	88.1	88.8	81.8
厚生年金のみ		71.7	・	83.3	82.6	79.3	64.6
厚生年金のみ（夫）	基礎年金歴あり	87.3	・	・	・	・	87.3
	基礎年金歴なし	87.4	・	・	・	・	87.4
	基礎年金のみ（妻）	87.3	・	・	・	・	87.3
	中高齢寡婦加算あり	71.2	・	83.3	82.6	79.3	63.3
	基礎年金歴あり	70.7	・	・	82.2	79.1	62.7
	基礎年金歴なし	78.3	・	・	85.4	83.9	69.0
中高齢寡婦加算なし	基礎年金歴あり	66.0	・	・	77.3	74.7	60.2
	基礎年金歴なし	74.7	・	83.3	83.7	80.5	67.7
	基礎年金歴あり	72.9	・	86.9	88.4	82.7	56.5
	基礎年金歴なし	75.2	・	83.1	83.0	79.6	70.0
有期年金（別掲）		85.6	87.1	84.4	・	・	・

（２）仕事の内容、就業時間及び労働収入

就業している者について仕事の内容を制度別にみると、「基礎年金」及び「有期年金（別掲）」では「常勤の正規の職員・従業員」が最も多く、それぞれ45.9%、57.7%となっているのに対し、「厚生年金のみ」では「常勤のパート・契約社員・嘱託等」が最も多く58.9%となっている。

「基礎年金」を夫と妻に分けてみると、「基礎年金（夫）」では「常勤の正規の職員・従業員」が76.2%と最も多く、次いで「自営業主またはその家族従業者」が11.5%となっているのに対し、「基礎年金（妻）」では「常勤のパート・契約社員・嘱託等」が48.7%と最も多く、次いで「常勤の正規の職員・従業員」が38.4%となっている。また、夫、妻ともに、「厚生年金と基礎年金の両方」よりも「基礎年金のみ」の方が「常勤の正規の職員・従業員」の割合が高く、「常勤のパート・契約社員・嘱託等」の割合が低くなっている。

「厚生年金のみ」を夫と妻に分けてみると、「厚生年金のみ（夫）」では「常勤の正規の職員・従業員」と「常勤のパート・契約社員・嘱託等」がそれぞれ36.5%、38.0%と同程度となっており、次いで「自営業主またはその家族従業者」が13.9%となっているのに対し、「厚生年金のみ（妻）」では「常勤のパート・契約社員・嘱託等」が59.7%と最も多く、次いで「常勤の正規の職員・従業員」が23.2%となっている。また、「厚生年金のみ（妻）」をさらに中高齢寡婦加算の有無で分けてみると、「中高齢寡婦加算あり」よりも「中高齢寡婦加算なし」の方が「常勤の

正規の職員・従業員」の割合が高く、「常勤のパート・契約社員・嘱託等」の割合が低くなっている。

第Ⅲ－３表 制度、仕事の内容別 構成割合

		仕 事 の 内 容						
		計	正規職員 (常勤)	パート (常勤)	臨時	役員	自営業	その他
計		100.0	28.1	55.2	4.0	2.8	5.3	3.5
		(単位：%)						
基 礎 年 金	計	100.0	28.1	55.2	4.0	2.8	5.3	3.5
	基 礎 年 金 (夫)	100.0	45.9	40.2	2.3	2.4	6.0	2.0
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	76.2	6.1	0.7	4.1	11.5	0.6
	基 礎 年 金 の み	100.0	56.1	23.9	1.9	3.8	12.8	X
	基 礎 年 金 (妻)	100.0	77.2	5.1	0.7	4.2	11.4	0.6
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	38.4	48.7	2.7	2.0	4.7	2.4
	基 礎 年 金 の み	100.0	37.5	49.9	2.8	2.3	4.1	2.4
	基 礎 年 金 の み	100.0	41.4	45.1	2.4	0.7	6.6	2.3
	基 礎 年 金 の み	100.0	23.7	58.9	4.4	2.9	5.1	3.9
厚 生 年 金 の み	厚 生 年 金 の み (夫)	100.0	23.7	58.9	4.4	2.9	5.1	3.9
	基 礎 年 金 歴 あり	100.0	36.5	38.0	2.6	5.9	13.9	2.4
	基 礎 年 金 歴 なし	100.0	31.6	47.4	1.4	6.2	10.5	1.4
	基 礎 年 金 歴 なし	100.0	36.8	37.5	2.7	5.9	14.1	2.5
	厚 生 年 金 の み (妻)	100.0	23.2	59.7	4.4	2.7	4.8	4.0
	中 高 齢 寡 婦 加 算 あり	100.0	22.7	60.6	4.7	2.7	4.1	4.0
	基 礎 年 金 歴 あり	100.0	22.7	60.6	4.7	2.7	4.1	4.0
	基 礎 年 金 歴 なし	100.0	28.5	57.4	3.4	2.0	3.9	3.6
	基 礎 年 金 歴 なし	100.0	18.5	63.0	5.6	3.2	4.2	4.3
	中 高 齢 寡 婦 加 算 なし	100.0	18.5	63.0	5.6	3.2	4.2	4.3
有 期 年 金 (別 掲)	基 礎 年 金 歴 あり	100.0	26.3	54.0	2.8	2.9	8.8	3.5
	基 礎 年 金 歴 なし	100.0	26.3	54.0	2.8	2.9	8.8	3.5
	基 礎 年 金 歴 なし	100.0	28.5	54.4	3.7	0.2	4.7	8.1
有 期 年 金 (別 掲)		100.0	25.8	53.9	2.6	3.7	9.9	2.3
		100.0	57.7	27.4	4.0	X	5.0	4.0
		100.0	57.7	27.4	4.0	X	5.0	4.0

次に、就業している者について1週間あたりの就業時間を制度別にみると、夫では、いずれの制度においても「40時間以上」の割合が最も高く、「基礎年金のみ」で64.2%、「厚生年金と基礎年金の両方」で50.5%、「厚生年金のみ」で43.6%となっている。

妻では、いずれの制度においても「30時間～40時間未満」の割合が最も高く、「基礎年金のみ」で35.2%、「厚生年金と基礎年金の両方」で35.8%、「厚生年金のみ」で34.1%と同程度となっているが、次いで割合が高いのは、「基礎年金のみ」及び「厚生年金と基礎年金の両方」では「40時間以上」でそれぞれ28.8%、22.2%である一方、「厚生年金のみ」では「20時間～30時間未満」で19.9%となっている。また、「有期年金（別掲）」では、「30時間～40時間未満」及び「40時間以上」の割合が比較的高く、それぞれ38.9%、36.1%となっている。

第Ⅲ－４表 制度、就業時間別 構成割合

		1週間あたり就業時間（時間）					
		計	～10	10～20	20～30	30～40	40～
計		(単位：%)					
計		100.0	11.7	14.7	18.7	34.0	19.8
基 礎 年 金	基 礎 年 金 (夫)	100.0	9.1	10.3	15.0	33.5	31.6
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	6.4	2.2	2.8	24.6	63.5
	基 礎 年 金 の み	100.0	7.8	3.4	4.7	33.0	50.5
	基 礎 年 金 の み	100.0	6.4	2.2	2.7	24.2	64.2
	基 礎 年 金 (妻)	100.0	9.7	12.3	18.1	35.7	23.7
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	9.9	12.8	18.9	35.8	22.2
	基 礎 年 金 の み	100.0	9.2	10.9	15.5	35.2	28.8
厚 生 年 金 の み	厚 生 年 金 の み	100.0	12.4	15.8	19.6	34.1	16.9
	厚 生 年 金 の み (夫)	100.0	12.4	15.8	19.6	34.1	16.9
	基 礎 年 金 歴 あり	100.0	7.7	3.5	10.9	34.1	43.6
	基 礎 年 金 歴 なし	100.0	7.7	3.5	10.9	34.1	43.7
	厚 生 年 金 の み (妻)	100.0	12.6	16.3	19.9	34.1	16.0
	中 高 齢 寡 婦 加 算 あり	100.0	12.6	16.3	20.2	34.1	15.6
	基 礎 年 金 歴 あり	100.0	12.6	16.3	20.2	34.1	15.6
	基 礎 年 金 歴 なし	100.0	12.9	12.6	19.0	36.2	18.5
	中 高 齢 寡 婦 加 算 なし	100.0	12.4	19.0	21.1	32.6	13.5
	基 礎 年 金 歴 あり	100.0	12.4	19.0	21.1	32.6	13.5
	基 礎 年 金 歴 なし	100.0	12.2	16.1	17.9	34.4	18.1
	基 礎 年 金 歴 あり	100.0	7.7	17.8	19.3	36.3	18.8
	基 礎 年 金 歴 なし	100.0	13.3	15.6	17.5	33.9	17.9
有 期 年 金 (別 掲)		100.0	10.9	6.3	7.0	38.9	36.1

次に、就業している者について前年１年間の労働による収入を制度別にみると、夫では、いずれの制度においても「300万円～500万円未満」の割合が最も高く、「基礎年金のみ」で40.8%、「厚生年金と基礎年金の両方」で34.2%、「厚生年金のみ」で35.2%となっているが、次いで割合が高いのは、「基礎年金のみ」及び「厚生年金と基礎年金の両方」では「500万円～850万円未満」でそれぞれ34.6%、21.3%である一方、「厚生年金のみ」では「200万円～300万円未満」で23.2%となっている。

妻では、ほとんどの制度で「100万円～200万円未満」の割合が最も高く、次いで「100万円未満」となっているが、「厚生年金のみ（妻）」の「中高齢寡婦加算なし」のうち「基礎年金歴なし」では「100万円未満」が最も多く、次いで「100万円～200万円未満」となっている。また、「有期年金（別掲）」では、「100万円未満」、「100万円～200万円未満」、「200万円～300万円未満」、「300万円～500万円未満」の割合がいずれも同程度となっている。

第Ⅲ－５表 制度、本人の労働による収入額階級別 構成割合

		本人の労働による年間収入（万円）							
		計	～100	100～200	200～300	300～500	500～850	850～	不詳
計		100.0	25.7	33.5	19.6	14.6	5.6	0.4	0.7
基礎年金		100.0	19.0	27.5	19.9	19.9	12.2	0.8	0.8
基礎年金（夫）	基礎年金（夫）	100.0	3.1	5.9	14.0	40.5	33.9	2.1	0.5
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	7.8	10.6	19.4	34.2	21.3	6.4	X
	基礎年金のみ	100.0	2.9	5.7	13.7	40.8	34.6	1.9	0.5
	基礎年金のみ	100.0	2.9	5.7	13.7	40.8	34.6	1.9	0.5
基礎年金（妻）	基礎年金（妻）	100.0	22.9	32.8	21.4	14.8	6.8	0.5	0.8
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	23.6	32.9	21.9	14.4	5.8	0.5	0.9
	基礎年金のみ	100.0	20.5	32.5	19.8	16.2	9.8	0.5	0.7
	基礎年金のみ	100.0	20.5	32.5	19.8	16.2	9.8	0.5	0.7
厚生年金のみ		100.0	27.3	35.0	19.5	13.3	4.0	0.3	0.6
厚生年金のみ（夫）	厚生年金のみ（夫）	100.0	7.5	13.6	23.2	35.2	17.0	2.4	1.0
	基礎年金歴あり	100.0	4.8	14.8	27.3	42.6	8.1	1.9	X
	基礎年金歴なし	100.0	7.7	13.6	23.0	34.8	17.5	2.5	1.0
	基礎年金歴なし	100.0	7.7	13.6	23.0	34.8	17.5	2.5	1.0
厚生年金のみ（妻）	厚生年金のみ（妻）	100.0	28.0	35.7	19.4	12.5	3.5	0.2	0.6
	中高齢寡婦加算あり	100.0	27.8	36.8	19.2	12.0	3.3	0.2	0.7
	基礎年金歴あり	100.0	23.8	37.0	21.7	12.7	4.1	0.1	0.7
	基礎年金歴なし	100.0	30.7	36.6	17.3	11.4	2.8	0.3	0.8
	中高齢寡婦加算なし	100.0	29.3	29.3	20.6	16.1	4.5	0.2	0.1
	基礎年金歴あり	100.0	27.9	33.2	20.0	16.1	2.7	-	0.1
	基礎年金歴なし	100.0	29.6	28.2	20.8	16.1	5.0	0.2	0.1
	基礎年金歴なし	100.0	29.6	28.2	20.8	16.1	5.0	0.2	0.1
有期年金（別掲）		100.0	25.1	21.4	26.7	23.8	-	X	X

（３）働いていない理由

就業していない者についてその理由を年齢階級別にみると、「～29歳」及び「30～39歳」では「働くことができない（育児のため）」がそれぞれ37.7%、36.5%と最も多く、次いで「働くことができない（病気・その他の理由のため）」がそれぞれ20.5%、26.8%となっている。

一方、「40～49歳」、「50～59歳」及び「60～64歳」では「働くことができない（病気・その他の理由のため）」がそれぞれ43.8%、59.5%、41.0%と最も多く、「働きたいが、働く場がない」がそれぞれ19.6%、13.4%、24.7%となっている。

第Ⅲ－６表 年齢階級、働いていない理由別 構成割合

	働いていない理由							
	計	働く場がない	働く必要がない (遺族年金)	働く必要がない (遺族年金以外)	育 児	病気・その他 の理由	その他	不 詳
計	100.0	20.7	8.0	5.5	2.7	46.7	13.7	2.7
～ 29	100.0	18.5	X	4.2	37.7	20.5	14.4	X
30 ～ 39	100.0	14.0	2.8	3.7	36.5	26.8	13.5	2.7
40 ～ 49	100.0	19.6	4.3	3.5	10.0	43.8	15.0	3.9
50 ～ 59	100.0	13.4	4.4	4.3	1.0	59.5	14.3	3.0
60 ～ 64	100.0	24.7	10.4	6.4	1.8	41.0	13.2	2.5

（４）末子の年齢別にみた就業状況

本人の子がいる者について末子の年齢階級別に就業の有無をみると、末子の年齢が「0～5歳」の者では、「仕事あり」の割合（就業率）が79.5%となっており、「20歳以上」を除く他の末子の年齢階級よりも低くなっている。また、1週間あたりの就業時間をみると、末子の年齢が「0～5歳」の者では、「40時間以上」の割合が20.3%となっており、末子の年齢が「6～11歳」、「12～14歳」、「15～17歳」の者よりも低くなっている。

第Ⅲ－７表 末子の年齢階級、就業の有無・就業時間別 構成割合

末子の年齢	計	仕事あり 1週間あたり就業時間（時間）							仕事なし	不詳
		計	～10	10～20	20～30	30～40	40～	不詳		
計	100.0	77.2	9.1	10.8	12.8	26.7	17.0	0.8	22.8	0.0
0～ 5歳	100.0	79.5	9.0	5.3	9.7	34.8	20.3	0.4	20.5	－
6～11歳	100.0	86.2	7.4	8.6	13.8	28.5	27.7	0.2	13.7	0.0
12～14歳	100.0	87.3	8.1	9.6	13.0	28.8	27.3	0.4	12.5	0.2
15～17歳	100.0	87.1	7.5	9.1	12.0	31.5	26.6	0.3	12.9	0.0
18～19歳	100.0	84.1	5.7	9.6	15.8	32.7	19.0	1.3	15.9	－
20歳以上	100.0	72.7	9.7	11.8	13.2	24.3	12.7	0.9	27.3	－
不詳	100.0	73.4	14.6	14.0	4.2	25.0	15.2	0.4	26.5	0.2

注 末子の年齢は令和3年4月1日時点での満年齢である。

(5) 加算対象子人数別にみた就業状況

遺族基礎年金受給者について加算対象子人数別の就業状況をみると、「仕事あり」の割合（就業率）や仕事の内容については、加算対象子人数による大きな傾向の違いはみられない。ただし、就業していない者についてその理由をみると、加算対象子人数が「3人以上」では「働くことができない（育児のため）」が4.6%となっており、加算対象子人数が「1人」又は「2人」よりもやや高くなっている。

第Ⅲ－８表 就業の有無・仕事の内容・働いていない理由、加算対象子人数別 構成割合

		加 算 対 象 子 人 数			
		計	1人	2人	3人以上
計		100.0	100.0	100.0	100.0
		(単位：%)			
仕事あり (仕事の内容)	正 規 職 員 (常 勤)	86.2	85.0	88.5	87.2
	パ ー ト (常 勤)	39.6	38.1	42.5	40.1
	臨 時	34.7	35.3	33.9	33.0
	役 員	2.0	1.9	2.0	2.4
	自 営 業	2.1	1.8	2.5	2.6
	そ の 他	5.2	5.0	5.3	6.4
	不 詳	1.8	1.9	1.5	1.7
	不 詳	0.9	1.0	0.7	1.0
仕事なし (働いていない理由)	働 く 場 所 が な い	13.7	15.0	11.4	12.8
	働く必要がない (遺族年金)	2.4	2.5	2.1	2.4
	働く必要がない (遺族年金以外)	0.4	0.5	0.3	0.2
	育 児	0.6	0.7	0.6	0.3
	病気・その他の理由	2.3	2.0	2.4	4.6
	そ の 他	5.4	6.4	4.0	3.0
	不 詳	1.9	2.3	1.3	1.8
	不 詳	0.6	0.6	0.6	0.4
不詳		0.1	0.1	0.1	－

注 遺族基礎年金受給者を集計対象としている。また、加算対象子人数は遺族基礎年金の加給対象者たる子の数であり、受給者の子全員の人数ではない。

２．被保険者の死亡に伴う受給者の就業状況の変化

被保険者の死亡に伴う受給者の就業状況の変化を、被保険者死亡時の受給者の年齢階級別にみると、「被保険者死亡前に仕事あり」の者については、年齢が上がるにつれて「仕事を変えていない」及び「辞職した」の割合は増加し、「転職した」の割合は減少する傾向にある。

また、「被保険者死亡前に仕事なし」の者については、年齢が上がるにつれて「無職のまま」の割合は増加し、「就職した」の割合は減少する傾向にある。

第Ⅲ－９表 被保険者死亡時の受給者の年齢階級、被保険者の死亡に伴う就業状況の変化別 構成割合

被保険者死亡時の受給者年齢	被保険者の死亡に伴う就業状況の変化										
	計	被保険者死亡前に仕事あり					被保険者死亡前に仕事なし				不詳
		計	転職した	仕事を変えていない	辞職した	不詳	計	就職した	無職のまま	不詳	
計	100.0	74.5	19.4	47.3	4.3	3.4	24.7	9.2	9.6	5.9	0.9
～29	100.0	50.7	25.9	19.8	2.4	2.6	48.3	30.8	6.2	11.3	1.0
30～39	100.0	64.1	24.3	32.6	2.8	4.4	35.4	22.5	5.8	7.1	0.6
40～49	100.0	78.1	26.0	44.1	3.5	4.5	21.4	9.8	6.7	4.9	0.4
50～59	100.0	77.8	14.3	55.8	5.3	2.4	20.9	3.0	12.0	5.9	1.3
60～64	100.0	70.4	2.0	59.8	6.7	1.9	28.2	2.4	19.4	6.3	1.4

次に、被保険者の死亡に伴う受給者の就業状況の変化を、被保険者死亡前の受給者の就業状況別にみると、被保険者死亡前に「仕事あり」の者については、いずれの仕事においても「仕事を変えていない」が最も多く、仕事全体で63.6%となっている。また、「転職した」及び「辞職した」の割合は「常勤のパート・契約社員・嘱託等」、「臨時雇用または日雇い雇用」及び「自営業主またはその家族従業者」の方が「常勤の正規の職員・従業員」、「会社などの役員」よりも高くなっている。

第Ⅲ－10表 被保険者死亡前の就業状況、被保険者の死亡に伴う就業状況の変化別 構成割合

被保険者死亡前の就業状況		被保険者の死亡に伴う就業状況の変化							
		計	被保険者死亡前に仕事あり				被保険者死亡前に仕事なし		
			転職した	仕事を変えていない	辞職した	不詳	就職した	無職のまま	不詳
仕事あり	計	100.0	26.0	63.6	5.8	4.6	・	・	・
	正規職員（常勤）	100.0	20.3	72.9	3.7	3.1	・	・	・
	パート（常勤）	100.0	28.9	60.9	5.8	4.4	・	・	・
	臨時	100.0	29.7	54.7	7.3	8.4	・	・	・
	役員	100.0	16.4	81.3	1.7	0.7	・	・	・
	自営業	100.0	28.0	51.3	12.4	8.3	・	・	・
	その他	100.0	31.5	45.3	10.5	12.6	・	・	・
	仕事なし	100.0	・	・	・	・	37.3	38.7	24.0

次に、被保険者死亡前の受給者の就業状況別に現在の就業状況をみると、被保険者死亡前に「仕事あり」の者については、現在も「仕事あり」である割合が84.7%となっている一方、被保険者死亡前に「仕事なし」の者については、現在も「仕事なし」である割合は56.3%となっている。

また、被保険者死亡前、現在のいずれも「仕事あり」である者について、被保険者死亡前と現在の1週間あたりの就業時間をみると、被保険者死亡前のいずれの就業時間階級でみても、被保険者死亡前と現在で同じ就業時間階級である割合が最も高くなっている。ただし、被保険者死亡前の就業時間が「10時間～20時間未満」又は「20時間～30時間未満」では、就業時間が増加した者の割合も3割程度と高くなっている。

第Ⅲ－11表 被保険者死亡前の就業の有無・就業時間、現在の就業の有無・就業時間別 構成割合

		計	仕事あり（現在） 1週間あたり就業時間（時間）							仕事なし（現在）	不詳（現在）
			計	～10	10～20	20～30	30～40	40～	不詳		
計		100.0	74.2	8.7	10.9	13.9	25.2	14.7	0.7	25.8	0.0
仕事あり （被保険者死亡前） 1週間あたり就業時間（時間）	計	100.0	84.7	9.5	12.0	14.8	30.0	17.7	0.8	15.3	0.0
	～10	100.0	77.1	60.2	5.2	2.7	5.1	2.7	1.3	22.8	0.1
	10～20	100.0	83.3	9.9	43.6	11.1	14.8	3.8	0.1	16.7	0.0
	20～30	100.0	82.4	2.2	8.2	42.2	24.2	4.8	0.8	17.6	－
	30～40	100.0	89.4	1.4	5.5	11.5	63.8	7.0	0.3	10.6	－
	40～	100.0	85.6	1.0	2.4	5.6	14.7	61.3	0.6	14.4	X
	不詳	100.0	67.0	2.3	2.7	1.9	6.3	17.0	36.7	33.0	－
仕事なし （被保険者死亡前）		100.0	43.7	6.5	8.0	11.5	11.0	6.0	0.7	56.3	0.0
不詳 （被保険者死亡前）		100.0	38.9	1.7	1.6	4.7	21.9	8.2	1.0	59.7	1.3

3. 世帯の状況

(1) 本人以外の世帯員・世帯類型

受給者本人以外の世帯員を制度別にみると、「子」がいる世帯の割合は、「基礎年金」では加給対象者となる子がいることが遺族基礎年金の受給要件となるため100.0%、「厚生年金のみ」では52.6%となっている。

「実父母」がいる世帯の割合は、「基礎年金（夫）」及び「厚生年金のみ（夫）」でそれぞれ14.1%、11.8%、「基礎年金（妻）」及び「厚生年金のみ（妻）」でそれぞれ7.5%、7.5%となっており、夫の方が高くなっている。また、「有期年金（別掲）」では29.0%と他の制度に比べて高くなっている。

「兄弟姉妹」がいる世帯の割合は、「有期年金（別掲）」で14.6%と高くなっている。

第Ⅲ－12表 制度、本人以外の世帯員別 構成割合

		本人以外の世帯員				
		子	実父母	義理の父母	兄弟姉妹	その他
計		60.6	7.8	4.9	1.0	3.7
基礎年金		100.0	8.7	4.3	1.1	0.7
基礎年金（夫）	基礎年金（夫）	100.0	14.1	3.1	1.3	1.1
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	14.1	4.2	1.7	1.1
	基礎年金のみ	100.0	14.1	3.1	1.3	1.1
基礎年金（妻）	基礎年金（妻）	100.0	7.5	4.6	1.1	0.6
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	7.5	4.5	1.0	0.6
	基礎年金のみ	100.0	7.7	4.9	1.4	0.8
厚生年金のみ		52.6	7.6	5.0	0.9	4.3
厚生年金のみ（夫）	厚生年金のみ（夫）	48.9	11.8	3.4	0.5	2.3
	基礎年金歴あり	87.4	13.8	1.7	1.3	X
	基礎年金歴なし	46.8	11.6	3.4	0.4	2.4
厚生年金のみ（妻）	厚生年金のみ（妻）	52.7	7.5	5.0	0.9	4.3
	中高齢寡婦加算あり	53.6	7.2	4.5	1.0	4.1
	基礎年金歴あり	70.8	7.5	4.7	1.0	4.0
中高齢寡婦加算なし	基礎年金歴なし	43.0	7.1	4.4	1.0	4.2
	中高齢寡婦加算なし	46.7	9.6	8.4	0.8	5.5
	基礎年金歴あり	72.2	6.4	9.7	X	2.9
	基礎年金歴なし	39.9	10.4	8.1	1.0	6.2
有期年金（別掲）		6.0	29.0	X	14.6	7.6

注 一つも該当しない場合（単身世帯）や複数該当する場合があるので、合計が100%にはならない。

次に、受給者の世帯類型をみると、「基礎年金」では「本人と子の世帯」が85.7%と大勢を占め、次いで「本人と実の親、子の世帯」が7.6%となっている。「厚生年金のみ」では「本人と子の世帯」が43.2%と最も多く、次いで「単身世帯」が39.1%となっている。「有期年金（別掲）」では「単身世帯」が61.6%と全体の半数以上を占め、次いで「本人と実の親の世帯」が11.8%となっている。

第Ⅲ－13表 制度、世帯類型別 構成割合

		世 帯 類 型									
		計	単身世帯	本人と子	本人と実の親、子	本人と実の親	本人と義理の親、子	本人と義理の親	本人と実の親、兄弟姉妹	その他	不詳
計		100.0	32.5	50.4	3.9	3.1	2.7	1.7	0.2	4.3	1.2
		(単位：%)									
基礎年金	基礎年金（夫）	100.0	・	85.7	7.6	・	4.0	・	・	1.7	0.9
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	・	79.2	13.0	・	3.9	・	・	2.8	1.1
	基礎年金のみ	100.0	・	81.1	12.7	・	2.8	・	・	2.3	1.1
	基礎年金（妻）	100.0	・	86.8	6.5	・	4.3	・	・	1.6	0.8
	厚生年金と基礎年金の両方	100.0	・	86.9	6.6	・	4.2	・	・	1.5	0.9
	基礎年金のみ	100.0	・	86.2	6.3	・	4.7	・	・	2.2	0.7
	厚生年金のみ	100.0	39.1	43.2	3.2	3.7	2.4	2.1	0.3	4.8	1.2
厚生年金のみ	厚生年金のみ（夫）	100.0	42.0	40.6	5.1	5.8	1.3	1.8	0.4	2.4	0.6
	基礎年金歴あり	100.0	10.0	73.2	11.3	1.7	1.7	－	－	2.1	－
	基礎年金歴なし	100.0	43.8	38.8	4.7	6.0	1.3	1.9	0.4	2.4	0.6
	厚生年金のみ（妻）	100.0	39.0	43.3	3.1	3.6	2.4	2.1	0.3	4.9	1.2
	中高齢寡婦加算あり	100.0	38.9	44.4	3.3	3.1	2.0	2.1	0.2	4.7	1.2
	基礎年金歴あり	100.0	23.5	59.6	4.6	2.3	2.3	2.2	0.2	4.8	0.6
	基礎年金歴なし	100.0	48.3	35.1	2.5	3.6	1.9	2.1	0.3	4.7	1.6
	中高齢寡婦加算なし	100.0	40.1	35.9	2.1	7.0	5.2	2.1	0.5	5.8	1.4
	基礎年金歴あり	100.0	19.0	60.3	4.3	2.0	5.4	4.2	－	2.9	1.8
	基礎年金歴なし	100.0	45.7	29.4	1.5	8.3	5.2	1.5	0.6	6.6	1.3
有期年金（別掲）		100.0	61.6	5.2	－	11.8	－	X	11.2	9.3	－

（２）有業人員数

受給者の世帯類型別に有業人員数をみると、「単身世帯」、「本人と子の世帯」、「本人と実の親、子の世帯」、「本人と実の親の世帯」及び「本人と義理の親の世帯」では「１人」がそれぞれ66.9%、45.3%、43.5%、60.0%、84.3%と最も多く、「本人と義理の親、子の世帯」及び「本人と実の親、兄弟姉妹の世帯」では「２人」がそれぞれ48.6%、69.9%と最も多くなっている。

第Ⅲ－14表 有業人員数、世帯類型別 構成割合

有業人員数	世 帯 類 型									
	計	単身世帯	本人と子	本人と実の親、子	本人と実の親	本人と義理の親、子	本人と義理の親	本人と実の親、兄弟姉妹	その他	不詳
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0 人	14.1	25.4	8.3	4.5	35.3	1.4	13.0	4.7	0.9	7.0
1 人	51.3	66.9	45.3	43.5	60.0	32.6	84.3	11.6	17.0	7.5
2 人	22.4	・	34.5	34.7	3.7	48.6	2.3	69.9	41.3	21.9
3 人	7.9	・	10.1	16.2	0.7	14.9	0.3	10.6	36.2	9.5
4 人以上	0.5	・	0.5	0.4	・	1.7	・	2.9	4.3	0.2
不 詳	3.8	7.7	1.2	0.6	0.2	0.7	0.0	0.2	0.3	53.9

（３）世帯収入

世帯類型別に受給者世帯の年間収入（年金を含む）をみると、「単身世帯」及び「本人と義理の親の世帯」では「100万円～200万円未満」がそれぞれ41.5%、36.7%と最も多く、「本人と子の世帯」、「本人と実の親、子の世帯」、「本人と実の親の世帯」及び「本人と義理の親、子の世帯」では「300万円～500万円未満」がそれぞれ30.7%、32.1%、34.6%、31.2%と最も多くなっている。さらに「本人と実の親、兄弟姉妹の世帯」では「850万円以上」が41.8%と最も多くなっている。

第Ⅲ－15表 世帯類型、世帯の収入総額階級別 構成割合

世帯類型	1年間の世帯収入総額（万円）							
	計	～100	100～200	200～300	300～500	500～850	850～	不詳
計	100.0	2.5	28.5	22.6	26.4	13.8	2.4	3.9
単身世帯	100.0	4.4	41.5	23.2	19.1	5.7	0.3	5.9
本人と子	100.0	1.1	23.3	23.5	30.7	17.0	2.6	1.8
本人と実の親、子	100.0	2.6	11.6	14.8	32.1	28.7	8.4	1.8
本人と実の親	100.0	1.2	23.2	23.2	34.6	13.1	0.6	4.2
本人と義理の親、子	100.0	1.5	14.8	15.5	31.2	28.4	6.6	1.9
本人と義理の親	100.0	7.7	36.7	30.9	20.0	1.2	0.3	3.1
本人と実の親、兄弟姉妹	100.0	1.8	6.2	8.0	13.5	26.9	41.8	1.8
その他	100.0	2.7	19.4	16.7	23.0	24.1	8.8	5.3
不詳	100.0	7.9	14.7	17.6	14.5	2.3	0.3	42.8

（単位：％）

（４）世帯の主要な収入源

受給者世帯の主要な収入源をみると、「基礎年金」では「自己の年金と自己の労働収入」が39.9%と最も多く、次いで「自己の労働収入」37.4%となっている。夫と妻に分けてみると、「基礎年金（夫）」では「自己の労働収入」が73.0%と最も多いが、「基礎年金（妻）」では「自己の年金と自己の労働収入」が44.9%と最も多くなっている。

「厚生年金のみ」では「自己の年金と自己の労働収入」が31.2%と最も多く、次いで「自己の労働収入」が24.8%となっている。夫と妻に分けてみると、「厚生年金のみ（夫）」では「自己の労働収入」が62.8%と最も多く、次いで「自己の労働収入と子供の収入」が11.5%となっているが、「厚生年金のみ（妻）」の「中高齢寡婦加算あり」では「自己の年金と自己の労働収入」が34.5%と最も多く、次いで「自己の労働収入」が21.5%、「自己の年金」が18.3%となっており、「中高齢寡婦加算なし」では「自己の労働収入」が38.2%と最も多く、次いで「自己の年金と自己の労働収入」が14.6%、「自己の年金」が13.0%となっている。

「有期年金（別掲）」では「自己の労働収入」が49.5%と最も多く、次いで「自己の年金と自己の労働収入」が14.1%、「自己の労働収入と子供以外の親族の収入」が11.0%となっている。

第Ⅲ－16表 制度、世帯の主要な収入源別 構成割合

		計	基礎年金	基礎年金 (夫)	基礎年金と 厚生年金の 両方	基礎年金 のみ	基礎年金 (妻)	基礎年金と 厚生年金の 両方	基礎年金 のみ
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
主要な収入源が1つ	自己の年金	16.1	11.0	1.6	4.5	1.4	13.1	14.4	8.5
	自己の労働収入	27.0	37.4	73.0	60.5	73.7	29.6	28.2	34.3
	子供の収入	2.1	0.1	0.2	X	0.2	0.1	0.1	0.2
	子供以外の親族の収入	0.2	0.3	0.2	X	0.2	0.3	0.3	0.3
	財産収入	0.4	0.3	0.2	X	0.2	0.3	0.3	0.5
	生活保護費	0.2	0.3	0.2	X	0.1	0.3	0.2	0.8
	その他	1.3	1.4	0.7	1.7	0.6	1.5	1.7	1.0
	不詳	2.3	0.8	0.3	X	0.3	0.9	1.0	0.9
主要な収入源が2つ	自己の年金と自己の労働収入	32.7	39.9	17.2	20.1	17.1	44.9	45.3	43.7
	自己の年金と子供の収入	5.9	0.7	0.2	1.1	0.2	0.8	1.0	0.4
	自己の年金と子供以外の親族の収入	1.4	0.8	0.3	X	0.3	0.9	0.9	1.1
	自己の労働収入と子供の収入	4.2	0.8	1.7	4.2	1.6	0.6	0.6	0.8
	自己の労働収入と子供以外の親族の収入	0.9	1.6	1.8	1.1	1.8	1.5	1.4	1.9
	自己の年金と財産収入	1.8	0.9	0.3	-	0.3	1.0	1.1	0.8
	自己の年金と生活保護費	0.1	0.2	0.2	1.1	0.2	0.3	0.2	0.6
	その他の組合せ	3.5	3.4	2.0	3.6	1.9	3.7	3.5	4.2
不詳		2.3	0.8	0.3	X	0.3	0.9	1.0	0.9

		厚生年金のみ	厚生年金のみ (夫)	基礎年金歴あり	基礎年金歴なし	厚生年金のみ (妻)	中高齢寡婦加算あり	基礎年金歴あり	基礎年金歴なし	中高齢寡婦加算なし	基礎年金歴あり	基礎年金歴なし	有期年金 (別掲)
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
主要な収入源が1つ	自己の年金	17.1	2.3	1.7	2.4	17.6	18.3	12.3	21.9	13.0	10.9	13.6	2.6
	自己の労働収入	24.8	62.8	63.6	62.7	23.7	21.5	22.1	21.1	38.2	38.8	38.0	49.5
	子供の収入	2.5	2.8	2.5	2.8	2.5	2.5	1.2	3.3	2.3	5.7	1.4	-
	子供以外の親族の収入	0.2	0.2	-	0.2	0.2	0.2	0.0	0.3	0.2	-	0.3	7.6
	財産収入	0.4	0.9	2.1	0.9	0.4	0.3	0.2	0.3	1.3	1.9	1.1	X
	生活保護費	0.2	0.8	-	0.9	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	0.4	0.3	X
	その他	1.3	1.9	1.3	1.9	1.3	0.8	0.7	0.9	4.2	4.1	4.2	6.0
	不詳	2.6	1.9	X	1.9	2.6	2.3	2.3	2.3	4.8	2.3	5.5	X
主要な収入源が2つ	自己の年金と自己の労働収入	31.2	8.2	7.5	8.2	31.9	34.5	42.4	29.7	14.6	20.0	13.1	14.1
	自己の年金と子供の収入	7.0	0.9	1.7	0.9	7.2	7.8	7.9	7.7	3.2	5.6	2.5	-
	自己の年金と子供以外の親族の収入	1.5	0.2	-	0.2	1.5	1.4	0.5	2.0	2.3	0.1	2.9	2.5
	自己の労働収入と子供の収入	4.9	11.5	12.6	11.4	4.7	4.0	4.5	3.7	9.4	6.1	10.2	-
	自己の労働収入と子供以外の親族の収入	0.7	0.9	1.3	0.9	0.7	0.6	0.8	0.5	1.5	0.5	1.7	11.0
	自己の年金と財産収入	2.0	X	X	-	2.1	2.0	1.3	2.4	2.6	2.4	2.6	-
	自己の年金と生活保護費	0.1	-	-	-	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	-	0.1	-
	その他の組合せ	3.5	4.7	4.2	4.7	3.4	3.6	3.5	3.7	2.2	1.2	2.4	3.4
不詳		2.6	1.9	X	1.9	2.6	2.3	2.3	2.3	4.8	2.3	5.5	X

注 複数回答である（主なもの2つまで回答）。

(5) 世帯支出

世帯類型別に受給者世帯の1か月あたりの支出額をみると、「単身世帯」、「本人と子の世帯」、「本人と実の親の世帯」、「本人義理の親、子の世帯」及び「本人と義理の親の世帯」では「10万円～20万円未満」がそれぞれ57.5%、46.5%、45.9%、42.9%、50.7%と半数近くを占めており、「本人と実の親、子の世帯」では「20万円～30万円未満」が40.9%と最も多くなっている。さらに「本人と実の親、兄弟姉妹の世帯」では「50万円以上」が40.6%と最も多くなっている。

第Ⅲ－17表 世帯類型、世帯の支出額階級別 構成割合

世帯類型	1か月あたりの世帯の支出額（万円）							
	計	～10	10～20	20～30	30～40	40～50	50～	不詳
計	100.0	7.8	48.5	28.9	6.8	2.4	3.5	2.1
単身世帯	100.0	12.4	57.5	19.9	4.2	0.9	3.2	1.8
本人と子	100.0	5.3	46.5	32.5	8.8	2.3	3.1	1.5
本人と実の親、子	100.0	3.9	36.5	40.9	12.1	2.4	3.0	1.2
本人と実の親	100.0	9.6	45.9	32.9	5.1	1.6	2.8	2.2
本人と義理の親、子	100.0	4.7	42.9	34.5	5.2	7.8	4.1	0.7
本人と義理の親	100.0	7.4	50.7	31.9	1.2	2.9	5.4	0.4
本人と実の親、兄弟姉妹	100.0	5.9	11.6	16.7	3.0	21.0	40.6	1.2
その他	100.0	6.2	26.5	39.7	5.3	11.7	7.8	2.8
不詳	100.0	10.9	27.2	13.8	0.3	0.5	8.8	38.5

(6) 貯蓄

受給者の年齢階級別に受給者世帯の貯蓄額をみると、「～29歳」では300万円未満の各階級でそれぞれ2割程度となっている一方、「30～39歳」、「40～49歳」、「50～59歳」及び「60～64歳」では「なし」の割合が1割程度となり、500万円以上の各階級の割合が「～29歳」より高くなっている。

第Ⅲ－18表 年齢階級、世帯の貯蓄額階級別 構成割合

	世帯の貯蓄額（万円）									
	計	なし	～100	100～300	300～500	500～1000	1000～2000	2000～3000	3000～	不詳
計	100.0	11.3	14.9	17.3	10.0	17.2	13.4	5.8	7.7	2.3
～29	100.0	21.0	21.3	21.1	10.4	11.1	6.8	2.7	3.9	1.7
30～39	100.0	11.0	18.3	19.4	9.7	14.5	13.0	4.9	7.2	2.1
40～49	100.0	11.2	15.9	17.0	10.6	17.2	13.5	5.6	7.1	1.9
50～59	100.0	12.2	14.3	16.6	10.8	18.3	13.7	4.5	7.7	1.9
60～64	100.0	10.6	15.1	17.8	9.0	16.3	13.2	7.2	8.0	2.8

（７）生活保護の状況

遺族年金受給者のうち、生活保護を受給している者の割合をみると、制度全体で0.8%となっている。なお、2020年度の保護率（日本における生活保護受給人口の全人口に対する割合）は1.63%となっている。

第Ⅲ－19 表 制度、生活保護の受給の有無別 構成割合

		生活保護の受給状況			
		計	受給している	受給していない	不詳
計		100.0	0.8	96.3	2.9
		(単位：%)			
基	礎 年 金	100.0	1.0	97.5	1.5
	基 礎 年 金 (夫)	100.0	0.5	98.2	1.3
	厚 生 年 金 と 基 礎 年 金 の 両 方	100.0	1.1	97.5	1.4
	基 礎 年 金 の み	100.0	0.5	98.2	1.3
	基 礎 年 金 (妻)	100.0	1.1	97.3	1.6
	厚 生 年 金 と 基 礎 年 金 の 両 方	100.0	0.8	97.7	1.5
	基 礎 年 金 の み	100.0	2.4	95.8	1.8
厚	生 年 金 の み	100.0	0.7	96.1	3.2
	厚 生 年 金 の み (夫)	100.0	1.0	95.8	3.2
	基 礎 年 金 歴 あ り	100.0	－	97.1	2.9
	基 礎 年 金 歴 な し	100.0	1.1	95.7	3.2
	厚 生 年 金 の み (妻)	100.0	0.7	96.1	3.2
	中 高 齢 寡 婦 加 算 あ り	100.0	0.5	96.4	3.1
	基 礎 年 金 歴 あ り	100.0	0.5	96.7	2.8
	基 礎 年 金 歴 な し	100.0	0.5	96.2	3.3
	中 高 齢 寡 婦 加 算 な し	100.0	2.0	93.8	4.2
	基 礎 年 金 歴 あ り	100.0	2.7	97.1	0.2
	基 礎 年 金 歴 な し	100.0	1.8	92.9	5.3
有	期 年 金 (別 掲)	100.0	X	95.8	X

(参考) 保護率（日本における生活保護受給人口の全人口に対する割合）1.63%

出典：被保護者調査(月次調査)（2020年度確定値）

4. 住居の状況

受給者の年齢階級別に受給者の住宅の種類をみると、年齢が上がるにつれて「持ち家」の割合は増加する傾向にあり、逆に「民間賃貸住宅」の割合は減少する傾向にある。

第Ⅲ－20表 年齢階級、住宅の種類別 構成割合

	住 宅 の 種 類							
	計	持ち家	民間賃貸住宅	給与住宅	都市再生機構等	公営住宅	その他	不詳
計	100.0	75.7	14.2	0.4	1.0	3.0	5.2	0.5
～29	100.0	39.9	38.8	1.3	1.8	7.3	10.9	－
30～39	100.0	56.9	25.1	1.1	1.3	4.9	10.2	0.5
40～49	100.0	67.1	18.4	0.6	1.2	4.2	8.3	0.3
50～59	100.0	74.8	15.6	0.3	1.0	2.8	5.2	0.3
60～64	100.0	80.2	11.1	0.3	0.9	2.7	4.0	0.7